

# 死亡届を出された方へ(ご案内)

富士河口湖町役場



謹んでお悔やみ申し上げます。死亡に関する役場の手続きについてご案内します。

お亡くなりになった方が、該当する項目がありましたら、それぞれの窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。

手続きに必要な場合が多いので、来庁者の**本人様確認書類**として運転免許証等官公庁発行の写真付身分証明(または健康保険証、年金手帳、クレジットカード等2点)と**印鑑**をお持ちください。

→ チェック欄としてご利用ください。

青色の → 該当する場合、町からのご案内通知後の手続きになります。

**注意→ 《必要な物》の欄には本人様確認書類と印鑑の記載がありませんが必ずお持ちください。**

亡くなった方に該当する項目		期限	手続きの内容	必要な物	受付窓口
住基登録関係	<input type="checkbox"/> 世帯主で、他に15歳以上の世帯員が2人以上いる世帯	14日以内	・世帯主を変更する「世帯主変更届出」	<input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の方が手続きする場合)	住民課 0555-72-1114 [1F]
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード をお持ちの方		・印鑑登録証・住民基本台帳カードの返納(見当たらない場合返納不要です)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民基本台帳カード	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード をお持ちの方		・不要な場合は返納してください。		
国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険関係	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	14日以内	・国民健康保険証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証 <input type="checkbox"/> 世帯主が亡くなったときは世帯全員の被保険者証	健康増進課 0555-72-6037 [1F]
	<input type="checkbox"/> 70歳から74歳までの方		・高齢受給者証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の高齢受給者証	
	<input type="checkbox"/> 葬祭を行った場合	請求権は2年ですが早目にお手続きください	・葬祭費の支給申請(葬儀を行った方)	<input type="checkbox"/> 喪主の方がわかる書類(会葬礼状、葬儀社の領収書等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
	<input type="checkbox"/> 高額な医療費の支払いをしている場合 *該当になる場合は後日申請手続きのご案内通知を送ります。		・高額療養費の支給申請	通知へ記載してあります	
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療(75歳以上の方等)に加入している方		・被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証	
	<input type="checkbox"/> 葬祭を行った場合	請求権は2年ですが早目にお手続きください	・葬祭費の支給申請(葬儀を行った方)	<input type="checkbox"/> 喪主の方がわかる書類(会葬礼状、葬儀社の領収書等) <input type="checkbox"/> 喪主の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上・40歳以上で受給者の方)	14日以内	・介護保険被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の被保険者証	健康増進課 0555-72-6037 [1F]	
年金関係	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入していた方(受給前) <input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金を受給している方		・死亡の届出が必要です。一時金、未支給年金、遺族年金が請求できる場合があります。必要な手続きについては、日本年金機構に確認しますので、電話で問い合わせいただくか、住民課窓口にお越しください。 ・富士河口湖町に住所・戸籍がある場合は、添付書類として各種証明書の取得が必要な場合があります。		住民課 0555-72-1114 あるいは 日本年金機構 大月事務所 お客様相談室 0554-22-7939
	共済年金だけを受給していた方 共済年金に加入していた方(受給前)		各共済組合にお問い合わせ下さい		
福祉関係	<input type="checkbox"/> 障害者手帳をお持ちの方		・障害者手帳の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の障害者手帳	福祉推進課 0555-72-6028 [1F]
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者(児)医療費助成金受給資格者証をお持ちの方		・受給資格者証の返還 ・口座振込変更届	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の受給資格者証 <input type="checkbox"/> 相続人の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療制度(精神・更生・育成)受給者証をお持ちの方		・受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の受給者証	
	<input type="checkbox"/> 富士河口湖町心身障害者(児)福祉手当を受給されている方		・消滅届の提出 ・振込先口座変更	<input type="checkbox"/> 相続人の方の振込口座がわかるもの(通帳等)	



【裏面もあります】

亡くなった方に該当する項目		期限	手続きの内容	必要な物	受付窓口
税金等関係	<input type="checkbox"/> 町税（個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）を口座振替していた		・口座振替依頼書にて振替納税する人の口座を変更、新規に登録する <b>★金融機関への届出</b>	<input type="checkbox"/> 口座振替納税する方の通帳 <input type="checkbox"/> 口座振替納税する方の印鑑	税務課 0555-72-1113 [1F]
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の納税		・固定資産税の納税義務のある方が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間、その関係書類を受領する方を指定する「現所有者及び相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。詳しくは担当課までお問い合わせください。		
	<input type="checkbox"/> 軽自動車税		・名義変更 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車・農耕作業用・その他小型特殊(市町村名のナンバープレート) ・・・富士河口湖町役場税務課 ■軽自動車(黄色や黒のナンバープレート) ・・・軽自動車検査協会事務所山梨事務所 050-3816-3121 ■小型二輪・軽二輪・・・関東運輸局山梨運輸支局 055-261-0880 必要な物についてはお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 町県民税		(年の途中で亡くなられた場合、その年度分については課税になります。)			
子ども関係	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	死亡届の提出後すぐ	・医療費助成金受給資格者証の返納 ・医療費助成金受給資格者変更届	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 0555-72-1174 [1F]
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証			<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証	
	<input type="checkbox"/> 児童手当	亡くなった日の翌日から15日以内	・額改定届 <input type="checkbox"/> ・消滅届		
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	死亡届の提出後すぐ	・保護者変更届 <input type="checkbox"/> ・保育認定の変更 ・保育料引落口座の変更(保護者の場合)		
墓地関係	<input type="checkbox"/> 船津または小立公園墓地に遺骨を埋葬される方	埋葬2日前	・「埋葬届」の提出 ※埋葬の2日前までをお願いします。	<input type="checkbox"/> 埋葬許可証	環境課 0555-72-3169 [3F]
	<input type="checkbox"/> 船津または小立公園墓地の利用名義人の場合	なし	・名義変更のため「承継届」の提出 ※期限はありませんので落ち着いてからで結構です。	<input type="checkbox"/> 新しい名義人の住民票(コピー可) <input type="checkbox"/> 新しい名義人の戸籍謄本(コピー可)	
	<input type="checkbox"/> 勝山墓地に遺骨を埋葬される方	埋葬2日前	・「埋葬届」の提出 ※埋葬の2日前までをお願いします。	<input type="checkbox"/> 埋葬許可証	勝山出張所 0555-83-2111
	<input type="checkbox"/> 勝山墓地の利用名義人の場合	なし	・名義変更のため「承継届」の提出 ※期限はありませんので落ち着いてからで結構です。	<input type="checkbox"/> 新しい名義人の住民票(コピー可) <input type="checkbox"/> 新しい名義人の戸籍謄本(コピー可)	
上下水道関係	<input type="checkbox"/> 水道の使用名義が故人の場合	なるべく1ヶ月以内	・所有者変更/送付先変更/廃止届等 ※今後の使用状況によって申請書類が変わりますので、一度水道課窓口にてご相談下さい。	<input type="checkbox"/> 新所有者・故人の印鑑	水道課 0555-72-1620 [3F]
	<input type="checkbox"/> 水道料金を口座振替していた		・口座変更届 ( <b>★金融機関への届出</b> )	<input type="checkbox"/> 引き落とし口座	
	<input type="checkbox"/> 賃貸物件を退去する場合	退去日前日まで	・異動連絡簿(電話のみで受付可能)		
学校関係	<input type="checkbox"/> 小中学校に就学中の児童・生徒がいる方	死亡届の提出後すぐ	・学齢簿変更届(保護者変更) <input type="checkbox"/>		学校教育課 0555-72-6052 [3F]

【この一覧表は富士河口湖町での主な手続きについての記載です。】

#### ◆死亡届提出後の戸籍について

亡くなられたご本人の戸籍(死亡事項が記載されているもの)を取得するまでに

○本籍地が富士河口湖町で、死亡の届出も富士河口湖町の場合 **1週間程度**

(戸籍は本籍地でしか取得することができません)

○本籍地、又は、死亡の届出が町外の場合は **2週間程度** かかります。

問合せ先 → 住民課

#### ★預金口座振替変更届について

亡くなられた方の名義の口座から振替により町税、水道料、墓地管理料、保育料などを納付していた場合、新たに指定する**金融機関**に変更届を出してください。

申請書は金融機関、または町役場にあります。

問合せ先 → 税務課



令和元年6月作成

ご不明な点は、**富士河口湖町役場 住民課** まで

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地

TEL 0555-72-1114 (直通)

URL <http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/>

【表面もあります】